

漁業経済学会第70回大会ミニシンポジウム

「内水面における漁場管理の展望と課題」 総合討論

櫻井 政和 (水産庁)

E-mail:masakazu_sakurai690@maff.go.jp

本ミニシンポジウムの報告者、コメンテーター、司会者が登壇し、会場参加者からの発言も折り込んで総合討論を行った。

主な発言・意見等は、以下のとおり。

- ・統計に計上されない内水面の漁業生産が一定程度存在すると考えており、今後の展開として、食料としての内水面漁業生産物を議論のテーマとして取り上げてはどうか。また、内水面漁業・漁協の文化的価値の保存や、そのための支援といったことも考えていく必要がある。

- ・内水面漁業・漁協の文化的価値は、多面的機能の文脈で議論することが可能である。
- ・かつて、海面も含む「漁業・水産業の多面的機能」について議論した際には、文化的価値という要素も取りまとめの中に入っていたと記憶している。
- ・文化的価値の保存に対する行政の支援も必要と考える。
- ・現状では、文化的価値の保存に対する支援が得られたとしても、現場の漁協が関連する業務に対応できないのではないかと。それほど内水面漁協の人的資源は欠乏している。

- ・多面的機能がクローズアップされて内水面漁協等に関する議論が進んでいくことには、違和感がある。このまま進んでいくと、「漁場管理は漁協でなくてもよいのでは」とか「釣りをさせなくてもよいのでは」といった議論を惹起させる懸念がある。

- ・内水面漁業の多面的機能は、政策的支援を考える際の要素のひとつとして議論してきたもの。一方、そこから議論が広がっていく際には、「漁協でなくてもよい」といった主張が出てくる可能性があることは理解する。

- ・内水面漁協の本旨である漁場管理に関して、賃金水準のような指標設定を行って評価・分析し、不足分があればそれを支援するような仕組みが考えられないか。

- ・前段の報告において、釣り人などが漁協をサポートして漁場管理を行うことが考えられないかとの提案を行ったが、これは現行の漁場管理制度を前提としている。多くの内水面漁協において、漁場管理に十分対応できていない部分があると考えており、そこを漁協以外の者が手伝えることで回していかないかという発想である。

- ・漁業法及び水産業協同組合法という現行制度のもとで、漁場管理をはじめとする内水面漁協の業務や事務をどこまで他者に委託できるのかという論点について、確たる判断・指導は行われておらず、主体性などをキーワードにして検討していくことが可能ではないか。

- ・業務委託の検討は、遊漁料の算定手法や増殖行為の定義など漁協の収支に係る要素とセットで考える必要がある。

- ・現行制度の下で民間セクターが漁協をサポートするという枠組みにおいては、漁業権の本質である漁場管理を委託することが難しいという問題はある。その他の部分における民間のサポートを考えていく必要がある。

- ・現場の実務に関することなので、漁協関係者や自治体関係者の生の声を聞いてみたい。

・海面の遊漁にライセンス制が導入できないかという研究を進めている。先行事例としての内水面を見ていると、遊漁は漁業法の枠組みで扱うのではなく、観光庁やスポーツ庁がレジャーという観点から関わるほうがよいのではないかと考えることもあるが、関係者の所見を伺いたい。

・レジャーはもともと旧運輸省が所管していた。後継組織である国土交通省は、釣り場である川の形も含めてコントロールできるというメリットがある。これを踏まえれば、漁業の部分は水産庁に残して、遊漁は国交省へという仕分けもありと考えたことがある。ただし、遊漁料収入が無くなると、多くの漁協が経営難になって解散することになるだろう。

・英国の遊漁ライセンス制は、国民的合意のもとに資源保全の財源を確保することに重点を置いて実施されており、こうした仕組みが我が国でも導入できないかと考えたことがある。

・米国では遊漁の振興を図ることは、連邦政府、州政府に課せられた責務であり、スポーツフィッシュレストレーションという遊漁振興施策が遊漁ライセンス制と不可分の形で運用されている。我が国で遊漁振興の制度やシステムを立案するのであれば、そもそも遊漁は振興するべきか否か、振興する場合には誰がやるべきか、といった大きな話から議論、検討することになる。

・長年溪流のルアー釣りをやっているが、遊漁料を払わないで釣りをしている者が多く、またそれを看過している漁協が多い。漁協が遊漁料をどのように使っているのかも開示されず、不透明な状況と考えている。要するに現行の漁場管理制度は機能不全であり、正当性があるのか疑問である。

・近年、河川では防災機能や災害復旧といった要素が重視されるようになっており、今後ますますこうした傾向が強まるであろうことを考えると、遊漁も国交省が管理するとよいことがあるかもしれない。

・内水面漁業・漁協が持つ多面的機能の話が出ていたが、これは海面のように生産活動があることをベースして成り立つ話であって、河川環境の保全は生産に直結しないから多面的機能ではないと考える。内水面漁協に対応を求めるのは無理があり、環境省や国交省に任せるべき。

・組合員の減少や高齢化で所期の機能を果たすことが難しくなっている内水面漁協に対して、電子遊漁券の導入を促してサポートを進めており、漁協の意識や対応も少しずつではあるが変わってきたと感じている。今後は、デジタルツールの導入で生み出される時間や情報、人的資源をどのように活用していくのか、漁協の意向も踏まえて考えていきたい。

・デジタルツールをどのように活かしていくは、関係者のサポートが大きく影響すると思う。電子遊漁券のシステムは、水産庁の補助事業によるものとそれ以外のものを含めて今年度中に内水面漁協の5割程度に導入される見込みとなっている。

・他省庁も巻き込んで、もっとやることを拡げていけばよいのではとの意見をいただき、そのとおりの部分もあるが、実務の面では縦割りが極まっており厳しい状況にある。

・多面的機能をはじめとして、漁協に期待しすぎるなどと言われれば、そうかとも思う。他方、多面的機能などに依拠した支援を得て、各漁協の職員を1人でも増やすことができれば状況は大きく変わると考えている。なお、国交省による釣り場管理には賛同できない。これまでどれほどの釣り場が破壊されてきたのかと思う。

・多面的機能との関係では、「ネイチャーポジティブ」がSDGsに続く新しい世界的な潮流となっている。内水面漁協が種苗放流等において新しい責務を課される可能性があり、今後の課題となってくるかもしれない。

・今回、当学会における新しい取組みとして、内水面のミニシンポジウムを開催した。予想はしていたが、多数の論点が提示され議論は収斂しなかった。当学会は今後とも組織の改革を進めていくとしており、内水面の漁場管理や漁協についても、そうした流れの中で議論を継続していくことを考えていきたい。どのような形で続けて行くか等について検討し、また皆さんにお声かけするようにしたい。